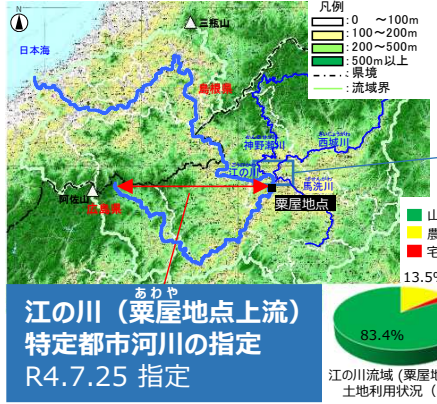


「流域治水」の本格的な実践に向けた江の川水系江の川等の特定都市河川への指定

江の川上流部（広島県）の特徴



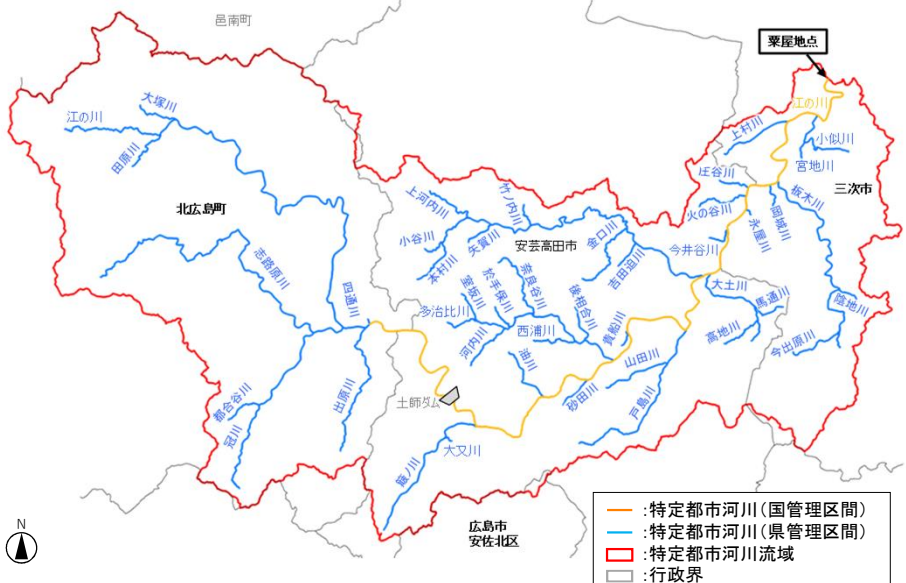
- 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- 上流治川は主に農地が多く集落が点在



江の川(粟屋地点上流)特定都市河川の指定
R4.7.25 指定

- 上流部では、R3.8豪雨により支川合流部等で甚大な被害が発生
 - 中下流部(島根県域)まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消は困難、上下流バランスを踏まえ下流に影響を及ぼす整備には長期間を要する
- 河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践**

河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
流域面積：670km² (三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部)



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 江の川水系 流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.8 前線性豪雨により、江の川支川多治比川の決壊や内水を含め、浸水30箇所、浸水戸数603戸の甚大な被害が発生(上流部ではH30,R2にも浸水被害が発生)
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行(特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

床上	床下
105戸	126戸

R3.8豪雨
多治比川
吉田地区の
浸水状況



江の川上流
治川自治体と
国土交通省・
広島県との
意見交換会
(R4.2.16)



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

- 支川合流部や狭窄部等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
 - ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 - ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 等により、**特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる**

- ① 流出抑制対策やまちづくりと一体となった河川整備・内水対策を集中的に実施
 - ・安芸高田市中心部を流れる多治比川等において、開発等に伴う流出の抑制や土地利用規制等とあわせて実施するハード整備への予算を重点化
- ② 流域の貯留機能を最大限に保全・活用
 - ・開口部等の貯留機能を発揮している土地を保全
 - ・水田に降った雨をゆっくりと排水する「田んぼダム」を推進
 - ・流域内の既存ため池の治水活用を検討 等

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用
開発等に伴う流出増への対策の義務化(雨水浸透阻害行為の許可)
リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫(浸水被害防止区域の指定)

貯留機能を有する土地への盛土等に対する助成等(貯留機能保全区域の指定、指定した土地の減税)
雨水貯留浸透施設に対する補助率向上・減税(補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減)

